

## 社会福祉法人ラファエル会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人ラファエル会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、当法人定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

**第3条** 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

2 評議員には、当法人定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

**第4条** 当法人は、役員に対して、各年度の総額が660万円を超えない範囲で報酬を支払うことができる。

2 当法人の常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員俸給表」に定めるとおりとする。

3 各々の常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。

4 非常勤理事及び監事の報酬は、別表2「非常勤理事・監事の報酬」に定める額とする。

5 評議員の報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

**第5条** 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求にあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は当法人給与規程第14条の規定に準ずる。

3 役員及び評議員が会議等に出席したとき、又は法人の業務のために旅行したときは、これに要する旅費(交通費、宿泊費)を当法人国内旅費規程に準じて支給することができる。

(報酬の支給日)

**第6条** 役員及び評議員の報酬は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が法人又は金融機関等の休日に当たる場合は、原則としてその前日に繰り上げて支払うものとする。

(報酬の支給方法)

**第7条** 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

**第8条** 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

**第9条** この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

**付 則** (平成 29.6.20 第 94 回評議員会第 3 号議案承認)

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

**別表 1** 常勤役員俸給表

号	月額 (円)
1	50 万円
2	40 万円
3	30 万円

**別表 2** 非常勤理事・監事の報酬

(1) 非常勤理事

	報酬の額
理事会・評議員会等会議への出席	1 回 1 万円
上記のほか、法人の業務のための出勤	1 回 1 万円

(2) 非常勤監事

	報酬の額
監査実施のための出勤	1 回 2 万円
理事会・評議員会等会議への出席	1 回 1 万円
上記のほか、法人の業務のための出勤	1 回 1 万円

**別表 3** 評議員の報酬

	報酬の額
評議員会等会議への出席	1 回 1 万円
上記のほか、法人の業務のための出勤	1 回 1 万円